

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例（原案）の概要

1 背景

本市では、平成26年度に策定された「小樽市住宅マスタープラン」に基づき、子育て世帯を対象に、より少ない負担で利便性の高いまちなかに住める受け皿を確保するため、賃貸共同住宅を市営住宅として借り上げる「借上公営住宅制度」の検討を進めてきました。この度、この制度の実施に伴い小樽市営住宅条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

（1）借上公営住宅について

個人又は法人が所有する賃貸共同住宅を市が市営住宅として借り上げ、転貸できるようにします。

（2）借上公営住宅の採用基準について

借上公営住宅として借り上げる賃貸共同住宅を採用するために必要な基準を定めます。

（3）入居対象世帯

- ・借上公営住宅に入居できる世帯は、申込時に就学前の子供がいる世帯であって、所定の要件を満たした世帯とします。
- ・入居世帯の収入基準は、特に居住の安定を図る必要のある世帯として、一般の世帯よりも基準を緩和します（規則で規定します。）。

（4）入居期間

- ・借上公営住宅に入居できる期間は、入居時に同居している子供が小学校を卒業するまでの期間とします。なお、入居中に子供が生まれたときは、所定の届出により、その子供が小学校を卒業するまで入居期間を延長できることとします。

3 施行期日

平成29年4月1日（予定）